

奈良県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百四十条第四項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し、放流等について、次のとおり指示する。

令和二年三月三十一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 邊 勝 敏

一 指示の内容

(一) 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（新宮川水系北山川の一部）を除く。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止の処置を講ずるための持出し並びに公的機関が試験研究及び検査に供するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。

(二) 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、県内全ての公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りではない。

(1) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(三) 遺棄の禁止

生死を問わず県内全ての公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで